

6月は『土砂災害防止月間』

「日ごろの備え・早めの避難が重要ですよ」

◆風水害対策の基本は情報収集から

台風や豪雨（大雨）の被害は、正確な気象情報を集めることで、最小限に食い止めることができます。日ごろから気象情報に関心を持ちましょう。

特に台風は、早くから情報入手することができまので気象庁などが発表する台風情報をしっかりと把握し、適切な対策に努めましょう（気象警報などは市のホームページにも掲載）

◆土砂災害警戒情報

土石流やがけ崩れなど発生する恐れがある場合は、長崎県と長崎海洋気象台から「土砂災害警戒情報」が発表されます。

大雨時は、テレビやラジオなどの気象情報、防災行政無線の放送などに注意し、自主避難の目安としてください。なお、昨年度から数十年に一度の大雨などが予想される場合には、「特別警報」が発表されますので、より一層の注意が必要です。

◆土砂災害の予兆

土砂災害は、大きな被害を引き起こします。次のような現象を確認したら早めに避難し、防災機関へ連絡しましょう。

① がけくずれ

・がけからの水が濁る、小石が落ちてくる

・がけに亀裂が入る音がある

② 土石流

・山鳴りがする

・雨が降り続けているのに川の水位が下がる

③ 地滑り

・地面にひび割れができる

・井戸水などが濁る、がけや斜面から水が噴き出す



◆風水害・土砂災害への備え

危険を感じたらすぐに避難

・特にお年寄りや子ども、病気の人は早めの避難が必要です
・非常用持ち出し品

（食品、飲料水、救急セット、貴重品、懐中電灯、携帯ラジオなど）の準備、点検をしておきましょう



▼緊急連絡先

島原消防本部司令課（☎5151）

島原警察署（☎640110）

▼問い合わせ先 市民安全課防災班
（☎631111 内線241）

犬を飼っている人へ

◎あなたの飼い犬は登録されていますか？

犬（生後91日以上）の飼い主は、狂犬病予防法により、飼い犬を登録することが義務付けられています。まだ登録していない人や新しく犬を飼い始めた人は、環境課で登録を済ませてください。

登録されると「鑑札」を交付します。必ず首輪などに付けておいてください。

※登録手数料：1頭につき3000円

◎転入・転出・飼い主の変更・死亡など

犬の登録内容に変更が生じたときは、届出が必要です。

どのような手続きを取ったらいいか分からない時は、まず環境課まで電話してください。必要な手続きを案内します。

◎狂犬病予防注射は済んでいますか？

▼狂犬病とは

狂犬病は、全世界で毎年約5万人以上の人が発症し、亡くなっている大変怖い感染症です。



近年、国内での死者は出ていませんが、昨年、台湾での発生が確認されており、決して対岸の火事ではありません。発症後の有効な治療法が無いため、犬の登録と狂犬病予防注射による対策が不可欠です。

▼予防接種を受けさせましょう！

飼い犬を守ることはもちろん、飼い主自身や家族、近所、他の動物への感染を防ぐためにも、狂犬病予防注射を受けさせましょう。

未接種の犬は、動物病院で接種を受け、病院から発行された「狂犬病予防注射済証」を環境課まで提出し、「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください。

※注射済票発行手数料：1頭につき550円

※市の集合注射の接種を受けた人には会場で注射済票を交付します

■問い合わせ先 環境課環境班

（☎631111 内線194）・有明支所（☎681111）

